## 桑名市告示第107号

桑名市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活の経済的な負担の軽減を図り、少子化対策に資するため、予算の範囲内において桑名市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、桑名市補助金等交付規則(平成16年桑名市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度の3月1日から申請日の属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された現に婚姻関係にある夫婦の世帯をいう。
  - (2) 住宅取得費用 新婚世帯が市内の住宅の購入又は建築(婚姻日の1年前から申請日の属する年度の3月31日までの間に契約したものに限る。)に要した費用をいう。
  - (3) 住宅リフォーム費用 新婚世帯が市内の住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、 増築、改築、設備更新等の工事(婚姻日の1年前から申請日の属する年度の3月31日までの間に 契約したものに限る。)に要した費用(倉庫、車庫等の工事に係る費用及び門、フェンス、植栽等 の外構の工事に係る費用並びにエアコン、洗濯機等の家庭用電気機械器具の購入又は設置等に係 る費用を除く。)をいう。
  - (4) 住宅賃借費用 新婚世帯が市内の住宅の賃借(婚姻日の6月前から申請日の属する年度の3月31日までの間に契約したものに限る。)の際に要した費用(賃料、共益費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料等)をいう。ただし、勤務先等から住宅に係る手当等が支給されている場合は当該手当等に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。
  - (5) 引越費用 新婚世帯が市内の住宅への引越し(婚姻日の6月前から申請日の属する年度の3月31日までの間に契約したものに限る。)に要した費用をいう。
  - (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。
  - (1) 婚姻日における夫及び妻の年齢が39歳以下であること。
  - (2) 所得証明書(申請日の属する年の前年分のもの。取得できない場合は、申請日の属する年の一昨年分のもの。)に記載された夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
  - (3) 補助金の申請の対象となる住宅が市内にあり、申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅にあること。
  - (4) 過去にこの補助金と趣旨が同一の国又は他の地方公共団体による補助を受けていないこと。
  - (5) 夫婦いずれも市税等の滞納がないこと。
  - (6) 暴力団(桑名市暴力団排除条例(平成23年桑名市条例第13号)第2条第1号の暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接 な関係を有する者でないこと。
  - (7) その他市長が補助金の対象として不適当と認める者でないこと。 (補助対象費用)
- 第4条 補助対象費用は、申請日の属する年度の4月1日から3月31日までの間に支出した住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用を合計した額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を限度とし、補助対象費用が、当該額に満たない場合は、

その実費を補助金の額とする。

- (1) 婚姻日における夫及び妻の年齢が39歳以下の世帯 30万円
- (2) 婚姻日における夫及び妻の年齢が29歳以下の世帯 60万円
- 2 補助金の交付は新婚世帯1世帯につき1回限りとする。ただし、交付を受けた補助金の額が、前項各号に掲げる限度額に満たない場合は、その額と交付を受けた補助金の額の差額を上限とし、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度に限り、補助金の交付を受けることができるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(前条第2項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者を含む。以下「申請者」という。)は、桑名市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、第4号、第5号及び第6号に掲げる添付書類は、補助対象費用の内訳が確認できるものでなければならない。
  - (1) 戸籍謄本
  - (2) 夫及び妻の所得課税証明書
  - (3) 夫及び妻の市税等の納税証明書(課税がある場合に限る。)
  - (4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等支払ったことが分かる書類の写し(住宅取得費用又は住宅リフォーム費用の場合に限る。)
  - (5) 住宅の賃貸借契約書及び領収書等支払ったことが分かる書類の写し並びに住居手当支給証明書(様式第2号)(住宅賃借費用の場合に限る。)
  - (6) 引越しに係る契約書又は見積書及び領収書等支払ったことが分かる書類の写し(引越費用の場合に限る。)
  - (7) 貸与型奨学金の返済額の分かる書類の写し(貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市が保有する公簿等により添付書類によって証すべき事実を確認することができる場合は、当該添付書類を省略することができる。
- 3 申請者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより第1項に規定する交付の申請を行うものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる申請方式は、第1号に掲げる申請方式による申請が困難であると市長が認める場合に限り行うものとする。
  - (1) オンライン申請方式 申請画面から必要事項等を入力し、添付書類をアップロードした後、電子申請する方法
  - (2) 郵送申請方式 桑名市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼誓約書及び添付書類(以下「申請書等」という。) を郵送により本市に提出する方法
  - (3) 窓口申請方式 申請者が申請書等を窓口で本市に提出する方法
- 4 申請者は、前項第1号に掲げる申請方式で申請を行う場合は、添付書類の文字が判読できる鮮明 なデータをアップロードしなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、桑名市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当ではないと認める場合は、補助金の不 交付を決定し、桑名市結婚新生活支援事業補助金不交付申請決定通知書(様式第4号)により、申 請者に通知する。

(補助金の交付請求)

第8条 申請者は、前条第1項に規定する補助金の交付の決定通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から起算して1月以内に桑名市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(請求が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 申請者から前条に規定する期間内に請求が行われなかった場合は、当該申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

(交付決定の取消し等)

- 第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の 交付決定を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、桑名市結婚新生活支援事業補助金取消通知書(様式第6号)により通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る 補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。 (その他)
- 第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
  - この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 参考

(制定のあらまし)

本市で新規に結婚した世帯を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援することで、少子化対策を図るため、本告示を制定するものであります。